

西条市使用料等審議会（使用料及び手数料）からの答申内容等の概要について

1 使用料等審議会（使用料及び手数料）からの答申内容

(1) 対象

手数料は適宜見直されていることから、次の47施設（全108施設）の施設及び備品使用料1,112件を対象とする。

番号	施設名	番号	施設名
1	地域創生センター	25	丹原体育館
2	西条東部地域交流センター	26	小松中央公園
3	西条西部地域交流センター	27	小松武道館
4	東予南地域交流センター	28	小松体育館
5	東予北地域交流センター	29	石根ふれあい公園
6	総合福祉センター	30	石鎚クライミングパークSAIJO
7	西部総合福祉センター	31	学校施設(夜間開放)(35施設)
8	市民公園	32	やすらぎ苑
9	総合体育館	33	食の創造館
10	西条運動公園(プール)	34	ひと・夢・未来創造拠点複合施設
11	西条西部公園(テニスコート等)	35	本谷温泉館
12	西条西部公園体育館	36	丹原農村環境改善センター
13	スポーツコミュニティセンター	37	西ひうち野積場
14	神戸公園	38	壬生川野積場
15	石井記念公園	39	総合文化会館
16	ひうち体育館	40	丹原文化会館
17	ひうち球場	41	中央公民館
18	ひうち陸上競技場	42	地区公民館(28施設)
19	東予運動公園	43	東予郷土館
20	東予運動公園野球場	44	佐伯記念館・郷土資料館
21	ビバ・スポルティアSAIJO	45	小松史跡近藤篤山邸
22	東予体育館	46	生涯学習の館
23	丹原総合公園	47	五百亀記念館
24	丹原B&G海洋センター		計47施設(全108施設)

(2) 使用料の改定料金案について

使用料等の改定に対する基本的な考え方を踏まえた上で、原価計算により算出された積算上の受益者負担額に対し、近隣自治体の類似施設との均衡と市民生活への影響を配慮した結果、使用料改定件数及び使用料金上昇率（全体比）が前回見直し時と比較して△11.5%としている。

項目	前回(R2年度)	今回
使用料改定件数（全体比）	815件（76.5%）	440件（39.5%）
新たに使用料を設定する施設	54施設※2	34施設※1
使用料金上昇率（全体比）	26.4%	14.9%

※1 主な施設はやすらぎ苑と地区公民館（28施設）。地区公民館の使用料は営利目的のみ料金を徴収。現在公民館を使用している団体又はこれから新たに地域活動や社会教育活動を行う団体の使用料は、全額免除（営利を伴う活動を行う場合を除く）

※2 学校施設（夜間開放）（35施設）が主な施設

(3) 西条市公共施設使用料減免条例における対象者の見直し

本市近隣自治体の取り組みに合わせ、市外在住の65歳以上の高齢者が西条市公共施設使用料減免条例適用施設を使用する際の減免割合を100%から50%へと見直す。

【西条市公共施設使用料減免条例対象施設】

No	施設名
1	西条市中央公民館
2	西条市立東予郷土館
3	西条市生涯学習の館
4	西条市佐伯記念館・郷土資料館
5	西条市総合体育館
6	西条市ひうち体育館
7	西条市西条西部体育館
8	西条市東予体育館
9	西条市丹原体育館
10	西条市小松体育館
11	西条市小松武道館
12	西条市ひうち球場
13	西条市東予運動公園野球場
14	西条市ひうち陸上競技場
15	ビバ・スポーツピアSAIJO
16	西条市スポーツコミュニティセンター
17	石鎚クライミングパークSAIJO
18	西条市西条運動公園総合プール
19	西条市東予運動公園プール
20	西条市丹原B&G海洋センター
21	西条市西条市民公園テニスコート
22	西条市西条西部公園テニスコート
23	西条市東予運動公園テニスコート
24	西条市丹原総合公園テニスコート
25	西条市小松中央公園テニスコート
26	西条市西条市民公園(多目的広場、多目的広場夜間照明施設)
27	西条市西条西部公園(多目的広場、多目的広場夜間照明施設)
28	西条市神戸公園(多目的広場夜間照明施設)
29	西条市石井記念公園(多目的広場夜間照明施設)
30	西条市東予運動公園(多目的広場、球技場、海浜広場)
31	西条市丹原総合公園(多目的広場、多目的広場夜間照明施設)
32	西条市小松中央公園(多目的広場、多目的広場夜間照明施設、交通広場、グラウンドゴルフ場)
33	西条市石根ふれあい公園(多目的広場夜間照明施設)
34	西条市小松史跡近藤篤山旧邸
35	西条市総合福祉センター
36	西条市西部総合福祉センター※
37	西条市総合文化会館※
38	西条市丹原文化会館※
39	西条市東予北地域交流センター
40	西条市東予南地域交流センター
41	西条市丹原農村環境改善センター
42	西条市石鎚ふれあいの里※
43	西条市食の創造館

※ 西条市西部総合福祉センター、西条市総合文化会館、西条市丹原文化会館、西条市石鎚ふれあいの里は指定管理者制度を導入して利用料金制を採用していることから、本条例適用外

2 今後の予定

- (1) 令和7年12月議会に使用料等の改定に係る条例の一部改正案(地区公民館を除く)を提出予定
- (2) 使用料等の条例改正案(地区公民館を除く)の施行日については令和8年4月1日とする。
- (3) 地区公民館の使用料改定については、施設利用者への周知期間を設けるために施行日を令和9年4月1日とする。